

工事請負代金債権譲渡承諾に係る事務取扱について

笛吹市建設工事標準請負契約約款(以下「約款」という。)の規定における権利義務の譲渡等に関し、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護を図るため、笛吹市(以下「市」という。)が発注する建設工事を請け負う業者(以下「元請負人」という。)が、未完成工事に係る工事請負代金債権(以下「工事請負代金債権」という。)の譲渡による融資制度(下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度のいずれか)を活用する場合の債権譲渡の承諾に係る事務取扱について必要な事項を定める。

1. 「下請セーフティネット債務保証事業」関係

(債権譲渡の対象工事)

第1 市が発注する130万円以上の建設工事とする。ただし、次の工事は対象外とする。

(1) 低入札価格調査の対象となった工事

(現在低入札価格調査制度は未導入であるが、導入した場合は対象外)

(2) 以下に掲げる工事を除く、債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事

ア 債務負担行為等の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事

(3) 履行保証を付した工事のうち、発注者が役務的保証を必要とする工事

(4) 建設工事共同企業体が元請負人である工事

(5) その他発注者が債権譲渡の承諾は不適當であると認めた工事

(譲渡債権の範囲)

第2 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、約款第31条第2項の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に受領している額及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、約款第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に受領している額及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。

なお、変更契約により工事請負代金額に増減が生じた場合には、承諾に係

る工事請負代金額及び債権譲渡額は変更後のものとする。

(債権譲渡先)

第3 債権譲渡先は、事業協同組合(事業協同組合連合会等を含む。以下同じ)又は一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間業者とする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第4 当該工事の出来高が、前払がなされた金額以上又は40%以上に到達したと認められる日以降とする。

(譲渡債権が担保する範囲)

第5 譲渡債権は、債権譲渡先の元請負人に対する当該工事に係る貸付金及び元請負人倒産時の当該工事に係る下請負人等の債権を担保するものであって、債権譲渡先が元請負人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。なお、この場合、倒産とは以下の場合をいう。(以下同じ。)

- (1)破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、又は特別清算開始の申立てがなされた場合
- (2)手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3)その他元請負人が所在不明等により一般的に債務の弁済ができなくなった場合

(債権譲渡の対抗要件)

第6 債権譲渡が元請負人の倒産等の兆候(1回目の手形不渡等)がない有効な時期になされ、かつ、発注者の有効な日付のある承諾を得ることで第三者に対抗できる。

(下請保護関係)

第7 下請保護関係については、次のとおりである。

- (1)元請負人の倒産時に保護する下請負人等の範囲

保護する下請負人等は、元請負人が当該工事請負契約を履行するために使用する下請負人(元請負人と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない。)及び当該工事請負契約を履行するために資材を提供する資材業者(元請負人と直接の契約関係を有する者であって、法人、個人を問わない。)とする。

- (2)融資時の債権譲渡先への元請負人の支払計画等の提出

元請負人は債権譲渡先より融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画等(参考様式第7号)を債権譲渡先に提出することとする。

- (3)元請負人倒産時の下請保護方策

元請負人と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において、原則として、以下①又は②のいずれかの措置を講じるものとする。

なお、元請負人倒産時の下請保護に関しては、市は関与しないものとする。

- ① 元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、元請負人に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約を元請負人と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において定める。

なお、一定割合の部分は、当該工事の下請割合、下請代金支払方法等を勘案して、元請負人と債権譲渡先の間で任意に定めるものとする。

- ② 元請負人が倒産により下請負人等への支払ができなくなった場合には、債権譲渡先は、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算の上、残余の部分を元請負人に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約を元請負人と債権譲渡先との間の債権譲渡契約において定める。

ただし、債権譲渡先の事務体制にかんがみ、当分の間は、融資時に前項の下請負人等への支払計画等の提出を行い、また、債権譲渡先が発注者から受け取る当該工事請負代金額から元請負人への貸付金を精算の上、元請負人の倒産による任意整理において、残余の部分を債権譲渡先が元請負人に代わって下請負人等に支払うことにつき債権者間の合意が整ったときは、当該合意に従って支払を行うなどにより、できるだけ下請負人等の債権の保護を図る方式も認めることとする。(第8第1項における債権譲渡先と締結した債権譲渡契約証書は参考様式第2号を活用)この場合には、債権譲渡先の事務体制を整備の上、①又は②への移行を図るようにすることとする。

(4) 下請負人等の受益の意思表示について

前項①及び②における契約は民法における第三者のためにする契約であり、第三者たる下請負人等が元請負人の倒産時に債権譲渡先より支払を受ける権利は、契約の利益を享受する意思を表示しなければ発生しない(民法第537条第2項)。したがって融資時に前々項の下請負人等への支払計画等を元請負人から債権譲渡先に提出する際、あるいはその後下請契約を締結した後速やかに、元請負人と連署で下請負人等に下請債権等の受益の意思表示を書面(参考様式第5号及び第6号)にて提出させることとする。

なお、この場合第三者対抗要件である確定日付を取得しておくことが望ましい。

(5) 元請負人の倒産時における下請負人等の下請債権等の確認及び支払について

債権譲渡先にて債権者及び債権額を確認し、債権額に応じた按分比例その他債権譲渡先が公平と認める方法によって、下請負人等へ支払を行うこととする。下請債権等の確認を行う際は、弁護士等の外部の専門家も活用

することが望ましい。弁護士が必要な場合には、最寄りの弁護士会で相談を受けることができる。

なお、この場合、一般財団法人建設業振興基金の被保証者たる事業協同組合等は、下請負人等への支払等の事務に要した費用についての助成を一般財団法人建設業振興基金より受けることができる。

(債権譲渡承諾の手続き)

第8 元請負人は、債権譲渡承諾の申請を行うときは、次の書類を発注者に提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書(第1号様式) 3通
- (2) 債権譲渡先と締結した債権譲渡契約証書(参考様式第1号又は第2号)の写し 1通
- (3) 工事履行報告書(第2号様式又は参考様式第9号) 1通
- (4) 発行日から3箇月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (5) 保証人等の承諾書(公共工事履行保証証券等により契約の保証を付した場合にあって、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合には、保証人等が当該債権譲渡を承諾したことを証する書面) 1通
- (6) その他発注者が必要と認める書類

2 融資時の出来高確認は、債権譲渡先が行うものとする。

3 第1項の申請を行うときは、次の要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 債権譲渡の目的が、債権譲渡先から融資を受けるものであること。
- (2) 当該債権が、第三者による差押等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
- (3) 当該債権が既に第三者に譲渡されていないこと。

4 発注者は、第1項の申請があったときは、提出された書類を確認し、受理したうえで内容を審査し、速やかに承諾の手続きを行い、確定日付を付した債権譲渡承諾書(第1号様式)を、1通を控、残り2通を元請負人に交付するものとする。

5 発注者は、前項の規定による承諾を行ったときは、債権譲渡整理簿(第3号様式)により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

(融資の実行報告)

第9 元請負人及び債権譲渡先は、債権譲渡の承諾を受けて金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書(第4号様式)を金銭消費貸借契約書(参考様式第4号)の写しを添付のうえ発注者に提出しなければならない。

(債権譲渡額の請求)

第10 債権譲渡先は、確定した債権譲渡額の請求に当たっては、次の書類を提

出するものとする。

- (1) 工事請負代金請求書(第5号様式) 1通
 - (2) 債権譲渡承諾書の写し 1通
 - (3) 発行日から3箇月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
(請求書の提出を受けた日から起算して3箇月以内に発行された印鑑証明書が既に提出されているときを除く。)
- 2 債権譲渡承諾後は、元請負人及び債権譲渡先は部分払金を請求することはできないものとする。

(その他留意点)

- 第11 元請負人が発注者との工事請負契約を完全に履行し、債権譲渡先が発注者から譲渡債権全額を受領した場合は、債権譲渡先は、債権譲渡先の貸付債権への弁済に充当した残額を直ちに請負者に返還することとする。
- 2 本制度を活用する場合、保証事業会社及び勤労者退職金共済機構の預託制度を活用することができる。
 - 3 本制度に係る融資及び地域建設業経営強化融資制度に係る融資は、いずれかを選択して利用できる。

2. 地域建設業経営強化融資制度関係

(債権譲渡の対象工事)

- 第1 市が発注する前払金の支払を受けた建設工事とする。ただし、次の工事は対象外とする。
- (1) 低入札価格調査の対象となった工事
(現在低入札価格調査制度は未導入であるが、導入した場合は対象外)
 - (2) 以下に掲げる工事を除く、債務負担行為等により工期が複数年度にわたる工事
 - ア 債務負担行為等の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
 - ウ 債務負担行為等の工事又は繰り越される工事であって、債権譲渡の承諾申請時点において、次年度に工期末をむかえ、かつ残工期が1年未満である工事(この場合においては、債権譲渡は一括して行うこととし、年度ごとの分割譲渡はみとめないものとする。)
 - (3) 履行保証を付した工事のうち、発注者が役務的保証を必要とする工事
 - (4) 建設工事共同企業体が元請負人である工事
 - (5) その他発注者が債権譲渡の承諾は不相当であると認めた工事

(譲渡債権の範囲)

第2 下請セーフティネット債務保証事業関係に同じ

(債権譲渡先)

第3 下請セーフティネット債務保証事業関係に同じ

(債権譲渡を承諾する時点)

第4 当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(譲渡債権が担保する範囲)

第5 譲渡債権は、債権譲渡先の元請負人に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和24年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)が当該工事に関して当該元請負人に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、債権譲渡先又は保証事業会社が当該元請負人に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

(債権譲渡の対抗要件)

第6 下請セーフティネット債務保証事業関係に同じ

(受益の意思表示)

第7 保証事業会社は、金融保証契約に基づく元請負人に対して有する求償債権があるときは、債権譲渡先に対して受益の意思表示をすることができる。(参考様式第8号)

(保証事業会社による金融保証の保証範囲)

第8 保証事業会社による金融保証は、前払金の支払を受けた工事を対象とすることとし、保証範囲は、当該工事の完成に要する資金で、工事請負代金額から既に受領している額及び債権譲渡先からの元請負人への融資額を控除した金額の範囲内とする。

(債権譲渡承諾の手続き)

第9 元請負人は、債権譲渡承諾の申請を行うときは、次の書類を発注者に提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書(第6号様式) 3通
- (2) 債権譲渡先と締結した債権譲渡契約証書(参考様式第3号)の写し 1通
- (3) 工事履行報告書(第2号様式又は参考様式第9号) 1通
- (4) 発行日から3箇月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書 各1通
- (5) 保証人等の承諾書(公共工事履行保証証券等により契約の保証を付した場合にあって、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされ

ている場合には、保証人等が当該債権譲渡を承諾したことを証する書面)

1 通

(6) その他発注者が必要と認める書類

- 2 融資時の出来高確認は、債権譲渡先が行うものとする。
- 3 第1項の申請を行うときは、次の要件をすべて満たしていなければならない。
 - (1) 債権譲渡の目的が、債権譲渡先から融資を受けるものであること。
 - (2) 当該債権が、第三者による差押等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
 - (3) 当該債権が既に第三者に譲渡されていないこと。
- 4 発注者は、第1項の申請があったときは、提出された書類を確認し、受理したうえで内容を審査し、速やかに承諾の手続きを行い、確定日付を付した債権譲渡承諾書(第6号様式)を、1通を控、残り2通を元請負人に交付するものとする。
- 5 発注者は、前項の規定による承諾を行ったときは、債権譲渡整理簿(第3号様式)により債権譲渡の申請及び承諾状況を管理するものとする。

(融資の実行報告)

- 第10 元請負人及び債権譲渡先は、債権譲渡の承諾を受けて金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書(第4号様式)を、金銭消費貸借契約書(参考様式第4号)の写しを添付して発注者に提出しなければならない。
- 2 元請負人が当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを発注者に提出しなければならない。

(債権譲渡額の請求)

- 第11 債権譲渡先は、確定した債権譲渡額の請求に当たっては、次の書類を提出するものとする。
 - (1) 工事請負代金請求書(第5号様式) 1通
 - (2) 債権譲渡承諾書の写し 1通
 - (3) 発行日から3箇月以内の元請負人及び債権譲渡先の印鑑証明書(請求書の提出を受けた日から起算して3箇月以内に発行された印鑑証明書が既に提出されているときを除く。) 各1通
- 2 債権譲渡承諾後は、元請負人及び債権譲渡先は部分払金を請求することはできないものとする。

(その他留意点)

- 第12 本制度を活用する場合、保証事業会社及び勤労者退職金共済機構の預託制度を活用することができる。
- 2 本制度に係る融資及び下請セーフティネット債務保証事業に係る融資は、い

ずれかを選択して利用できる。

(制度活用の有効期間)

第 13 この地域建設業経営強化融資制度を活用する場合の有効期間は、令和 8 年 3 月末日までの間とする。

注)契約約款の条項等については、それぞれの契約約款の条項等を適用する。

	平成 2 1 年 4 月 1 3 日	市長決裁
一部改定	平成 2 3 年 3 月 2 2 日	市長決裁
一部改定	平成 2 4 年 1 月 3 1 日	市長決裁
一部改正	平成 2 5 年 4 月 1 日	市長決裁
一部改正	平成 2 6 年 3 月 2 4 日	市長決裁
一部改正	平成 2 7 年 3 月 2 6 日	市長決裁
一部改正	平成 2 8 年 3 月 2 9 日	市長決裁
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日	市長決裁